最終更新日：2015年11月27日

北陸電力株式会社
代表取締役社長　社長執行役員　金井　豊
問合せ先：経営企画部組織チーム統括（副部長）荒木　志郎
証券コード：9505
http://www.rikuden.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは，競争力のある電気事業をコアに総合エネルギー事業を展開し，北陸地域との共存共栄のもと，お客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される企業」を目指しております。
上記企業像の実現を目指し，業務品質向上への継続的な取り組みのもと社会的信頼を高め，持続的に成長・進化していくため，取締役会及び監査役会を中心とする内部統制システムを整備するとともに，情報開示やIR活動等による透明性向上に努めております。
これらは，「業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議」及び東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードを踏まえたものであり，今後とも取り組みを継続し，コーポレートガバナンスの実効性確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－４】いわゆる政策保有株式（取締役会での検証）
当社は，発行会社との事業上の関係等を総合的に勘案し，中長期的視点で当社企業価値の向上に資すると思われる株式を保有しており，取締役会において，今後，保有に係る検証を定期的に行うこととしております。

【補充原則４－２－１】経営陣の報酬（業績連動報酬割合の設定等）
現在は中長期的な業績と連動する役員報酬は設定しておりませんが，電気事業は設備形成に長期間を要することから，役員は中長期的な視野をもって当社の持続的な成長に向けた事業運営に努めております。

【原則５－２】経営戦略や経営計画の策定・公表
原子力発電所の再稼働時期が見通せない等，経営環境が不透明であることから，利益目標等の経営指標については設定しておりません。
今後，経営環境の見通しを踏まえ，目標設定の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】いわゆる政策保有株式
当社は，発行会社との事業上の関係等を総合的に勘案し，中長期的視点で当社企業価値の向上に資すると思われる株式を保有しております。
また，議決権行使については，その議案が当社の保有方針に適合するかどうか等の観点から，総合的に行使の判断を行っております。

【原則１－７】関係当事者間の取引
当社は，役員との自己取引，利益相反取引及び競業取引について，取締役会での承認・報告を要することを取締役会に関する社内規則に定めております。加えて，主要株主等の関連当事者との取引についても，社内規則等に則り，適宜取締役会に付議・報告することとしております。
また，関連当事者との取引は，法令基準に基づき，重要な取引を確認のうえ，該当があれば，事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。

【原則３－１】情報開示の充実
（１）経営理念・戦略，経営計画
当社は，「Power＆intelligenceでゆたかな活力あふれる北陸を」の企業理念のもと，「北陸電力グループ経営方針」や「北陸電力グループの取組み」を策定し，当社ホームページ等で公表しております。
「企業理念」http://www.rikuden.co.jp/company/rinen.html
「北陸電力グループ経営方針」「北陸電力グループの取組み」http://www.rikuden.co.jp/hoshin/

（２）ガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

（３）役員報酬の決定方針・手続き
取締役の基本報酬は，社外取締役3名と代表取締役会長・代表取締役社長の5名による報酬に関する会議で審議し，その内容に基づき，第82回定時株主総会（平成18年６月29日開催）でご承認いただいた月額4,200万円の範囲内で，賞与はその時々の業績等を勘案し，株主総会のご承認を得て，それぞれ取締役会において決定しております。
また，監査役の基本報酬は，第82回定時株主総会でご承認いただいた月額800万円の範囲内で監査役の協議により決定しております。

（４）役員選任の方針・手続き
取締役・監査役については，業務経歴を踏まえ，人格・識見・能力に優れた人物を指名しております。
また，社外取締役・監査役については，幅広い知識・経験を有しており，その豊富な経験や識見を活かし，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただける人物を指名しております。
取締役・監査役候補者については，社外取締役・社外監査役も出席する取締役会において，充分な審議を行い決定しております。

（５）役員個々の選任・指名の理由
取締役・監査役の選任・指名については，「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。
社外取締役・監査役については，個々の選任理由について「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則４－１－１】取締役会から経営陣への委任範囲
取締役会は，法令及び定款に定められた事項，経営上重要な事項等（株主総会付議事項，予算及び決算，重要な事業計画等）について決定し

ており，代表取締役は，取締役会が決定した方針・計画等に基づき，業務を執行しております。

【原則４－９】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は，社外取締役及び社外監査役の独立性について，以下に該当する場合に独立性があると判断しております。
・東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしていること
・豊富な経験や識見に基づき，当社経営に関し客観的な立場から監視・指導・助言をいただける方であること

【補充原則４－１１－１】取締役会全体としてのバランス，規模等に関する考え方
定款に定められた取締役の員数15名以内において，専門分野や経歴の異なる業務執行取締役と独立した複数の社外取締役の選任により，多様性と適正規模を確保しつつ，取締役会全体として知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう努めております。

【補充原則４－１１－２】取締役・監査役の他社兼任状況
取締役・監査役の兼職状況については，毎年，「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則４－１１－３】取締役会全体の実効性に係る分析・評価
当社は，取締役会の運営等に関し評価を行ったうえで，毎年度末に取締役会に報告するとともに，必要に応じて付議・報告基準の改正等，取締役会運営の見直しを行っており，実効性は充分確保されていることを確認しております。
なお，今後，社外取締役の意見を聴取する等，取締役会の実効性確認の充実を図ることとしております。

【補充原則４－１４－２】取締役及び監査役のトレーニング方針
当社は，取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得，更新することができるよう，社内関係部門からの情報提供，勉強会や研修会の開催等の施策を実施しております。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
当社は，株主・投資家との建設的な対話を推進しております。
⑴IRに関する体制
当社では，IRに関する担当部署として経理部及び総務部を設置し，経理部を担務する取締役がIRを担当しております。また，IRに関する担当部署が，必要に応じ，社内各所と密接に連携を図っております。
⑵対話方法
年2回，社長以下の経営陣幹部によるIR説明会を開催するほか，株主訪問，施設見学会等による株主との対話，ホームページのIR専用ページにおける積極的情報提供を実施しております。
⑶経営陣へのフィードバック
対話活動の結果は必要に応じて経営陣に報告し，適切に対応しております。
⑷インサイダー情報の管理
社内規程「インサイダー取引防止および会社情報の開示規程」により重要情報の管理及び開示に係る体制を定めており，株主及び投資家との対話にあたっても適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富山県	11,270,389	5.36
株式会社北陸銀行	7,700,079	3.66
北陸電力従業員持株会	7,214,196	3.43
株式会社北國銀行	6,000,000	2.85
日本生命保険相互会社	5,941,149	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,343,300	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,838,225	1.82
株式会社みずほ銀行	3,341,057	1.59
株式会社富山第一銀行	2,740,520	1.30
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託　北陸銀行口)	2,665,800	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株主の状況については，定期的に取締役会において確認しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は，上場子会社を1社(北陸電気工事株式会社)有しております。
同社の経営については，北陸電力グループの一員として，当社と経営戦略を共有しつつ，同社の自主的な経営判断による自律的な運営を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深山　彬	他の会社の出身者								○			
川田　達男	他の会社の出身者								○			
高木　繁雄	他の会社の出身者								○	△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深山　彬	○	金沢商工会議所会頭であり，平成25年6月まで株式会社北國銀行取締役会長でありました。当社は，金沢商工会議所に加入しており，会費を支払っております。また，当社と株式会社北國銀行の間には資金借入の通常の取引がありますが，借入金総額に占めるシェアは約3%であり，当社経営への影響はないと考えております。	株式会社北國銀行取締役会長を経験されるなど，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。
		セーレン株式会社取締役会長兼最高経営責任者，KBセーレン株式会社取締役会長，Seiren U.S.A. Corporation取締役会長及び福井商工会議所会頭であります。当社とセーレン株式会社の間には物品購	セーレン株式会社取締役会長兼最高経営責任者であり，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし，当社経営に関し客観的立

川田　達男	○	入の通常の取引がありますが，取引額は極めて僅少であり，当社経営への影響はないと考えております。また，当社は，福井商工会議所に加入しており，会費を支払っております。	場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。
高木　繁雄	○	富山商工会議所会頭であり，平成25年６月まで株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役社長及び株式会社北陸銀行取締役頭取でありました。当社は，富山商工会議所に加入しており，会費を支払っております。また，当社と株式会社北陸銀行の間には資金借入の通常の取引がありますが，借入金総額に占めるシェアは約5%であり，当社経営への影響はないと考えております。 また，平成20年６月から当社相談役 永原功（平成27年６月に取締役会長を退任）が株式会社北陸銀行の社外監査役に就任し，客観的な立場から監査しています。	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役社長及び株式会社北陸銀行取締役頭取を経験されるなど，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬に関する会議	5	0	2	3	0	0	なし

補足説明 更新

取締役の基本報酬は，社外取締役3名と代表取締役会長・代表取締役社長の5名による報酬に関する会議で審議しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は，定期的に会合を持ち，監査計画についての意見交換や監査結果の報告等を行うことにより，相互の監査活動が効果的に行われるよう努めております。
監査役と内部監査部門である「考査室」「原子力監査室」は，定期的に会合を持ち，監査計画についての意見交換や監査結果の報告等を行うことにより，相互の監査活動が効果的に行われるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

細川　俊彦	弁護士									△				
秋庭　悦子	他の会社の出身者													
伊東　忠昭	他の会社の出身者									○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細川　俊彦	○	―――	弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており，その法律の専門家としての豊富な経験や識見を活かして，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。
秋庭　悦子	○	―――	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事や内閣府原子力委員会委員を務めるなど，その経歴を通じて培った専門的な知識と幅広い経験を有しており，消費生活やエネルギー・環境に関する専門家としての豊富な経験や識見を活かして，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。
伊東　忠昭	○	株式会社福井銀行取締役会長であります。当社と株式会社福井銀行の間には資金借入の通常の取引がありますが，借入金総額に占めるシェアは約2%であり，当社経営への影響はないと考えております。	株式会社福井銀行取締役会長であり，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただくため。 加えて，東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており，一般株主との利益相反もないと考えられることから，独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は，独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社と川田達男氏，秋庭悦子氏を除く各独立役員との間には，消費者として通常の電力取引があります。
当社と細川俊彦氏，秋庭悦子氏を除く各独立役員の出身元の会社等との間には，事業者として通常の電力取引があります。
当社は，社外取締役及び社外監査役の独立性について，以下に該当する場合に独立性があると判断しております。
・東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしていること
・豊富な経験や識見に基づき，当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただける方であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては，業績を評価のうえ，総合的な観点から決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役及び監査役に対する報酬額は以下のとおりです。

取締役　12名　385百万円
監査役　6名　72百万円（うち社外監査役　4名　17百万円）

（注）1．上記には，第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。
2．当年度（平成26年度）に係る役員賞与については，支給しないことといたしました。
3．上記のほか，第90回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する慰労金0.8百万円があります。
4．株主総会決議による報酬限度額
取締役　月額　42百万円
監査役　月額　8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は，社外取締役3名と代表取締役会長・代表取締役社長の5名による報酬に関する会議で審議し，その内容に基づき，第82回定時株主総会（平成18年6月29日開催）でご承認いただいた月額4,200万円の範囲内で，賞与はその時々の業績等を勘案し，株主総会のご承認を得て，それぞれ取締役会において決定しております。
監査役の基本報酬は，第82回定時株主総会でご承認いただいた月額800万円の範囲内で監査役の協議により決定しております。
また，第82回定時株主総会終結の時をもって慰労金制度を廃止することに伴い，任期中の取締役11名及び監査役5名に対し，第82回定時株主総会終結の時までの在任期間をもとに，それぞれ当社における一定の基準に従い，相当額の範囲内で慰労金を打ち切り支給することとし，その具体的金額，方法等については，取締役については取締役会に，監査役については監査役の協議によることに，ご一任いただくこと，並びに支給時期は各取締役及び各監査役の退任の時とすることを，第82回定時株主総会においてご承認いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

・社外監査役を含めた監査役の職務執行を補佐するため監査役室を設置し，専任スタッフを配置しております。
・社外役員に対しては，取締役会の議案について，適宜，事前説明を行っております。
・経営陣との連絡・調整や各種情報伝達については，社外取締役へは人事労務部秘書チームをはじめ社内関係部署から，社外監査役へは監査役室から随時行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・取締役会は，社外取締役3名を含む取締役13名で構成されており，原則月1回，また必要に応じて開催し，法令及び定款に定められた事項，経営上重要な事項等（株主総会付議事項，予算及び決算，重要な事業計画等）について意思決定を行うとともに，取締役から職務執行の状況について報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

・取締役会への付議事項を含む経営の重要事項については，原則として週1回開催する常務会その他の会議体において適宜審議する等，効率的な業務運営に努めております。

・業務執行に当たり，経営判断の参考とするため，複数の弁護士と顧問契約を締結しております。

・なお，経営環境の変化に，より迅速に対応できる経営体制を構築するため，取締役の任期を1年としており，これにより株主からの経営監視の強化が図られております。

・5名の監査役(社外監査役3名並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有する常勤監査役1名を含む)は，取締役会等の重要会議に出席し，重要な書類の閲覧や事業所における業務や財産の調査等により，取締役の職務執行及び内部統制システムの

整備・運用状況等の監査を実施しているほか，監査機能の強化を図るため，取締役，内部監査部門，会計監査人と定期的に会合を持ち，意見交換を行っております。

・監査役の業務を支援する部署として「監査役室」を設置し，専任スタッフ8名を配置しております。

・内部監査部門については，「考査室」及び「原子力監査室」を設置し，専任スタッフ18名を配置して，計画に基づく内部監査を実施しております。

・会計監査は，新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し実施しており，当社の平成26年度に係る会計監査業務を執行した公認会計士は，白羽龍三氏，田光完治氏及び西川正房氏の3名であり，継続監査年数はいずれも7年以内であります。また，会計監査業務に係る補助者は，公認会計士7名，その他11名であります。
なお，取締役は会計監査人と定期的に会合を持ち，意見交換を実施しております。

・当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役及び社外監査役との間で，同法第423条第１項に関する取締役及び監査役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は，取締役会，監査役制度を企業統治の体制の基本にしております。
当社は，外部の視点から経営に対する監督機能を強化するため，平成27年６月開催の第91回定時株主総会において社外取締役を３名選任しております。社外取締役からは，当社の経営判断・意思決定の過程で，多様な視点から監視・指導・助言をいただいております。
また，３名の社外監査役から監査を通じて客観的・多角的な視点から監視・指導・助言をいただいており，これを真摯に受け止めたうえで適切に対応しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前に招集通知を発送し、早期に株主のお手元に届くよう努めております。 平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会の招集通知は、6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第91回株主総会は、平成27年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月開催の総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成24年6月開催の総会より，議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	招集通知の発送に先駆け，当社ホームページ及び東京証券取引所TDnetに6月2日に招集通知の内容を掲載し，議決権行使の円滑化に努めております。 株主総会議案の議決権行使結果を当社ホームページに開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主対象の施設見学会や証券会社対象の会社説明会を実施しております(平成26年度は271名参加)。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年，会社説明会を5月及び11月頃に開催し，経営方針，決算情報等を説明しております（平成26年11月は79名，平成27年5月は81名参加）。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営方針，決算情報(決算短信，有価証券報告書，四半期報告書)，会社説明会資料，年度報告書，北陸電力グループCSRレポート等のほか，主要な経営指標等を掲載したFACT BOOK，Annual Report(英語版)を掲載しております。(URL http://www.rikuden.co.jp/)	
IRに関する部署（担当者）の設置	個人投資家については総務部株式チームが，機関投資家については経理部財務チームが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は，安全を最優先した，低廉，良質，クリーンな電気の安定供給とコンプライアンスの徹底を基本に，お客さま，従業員，地域社会，株主・投資家，取引先などステークホルダーからの期待・要望に適切・誠実に応えていくことを通じ，「信頼され選択される企業」を目指し，グループ全体のCSR活動の強化に取り組んでおります。 このため，安全最優先意識及びコンプライアンス意識の浸透・定着，環境保全への積極的な取り組みをベースに，電力の安定供給確保，IR活動の推進，北陸地域との共生，企業活力の向上等，各ステークホルダーとの良好な関係の構築を図るため，具体的な実施項目を定めるとともに，グループCSR推進会を設置し，グループ大でのCSRの周知・浸透，実践に取り組んでおります。 また，「北陸電力グループCSRレポート」を作成し，CSRの取り組み内容を分かりやすく情報発信しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は，以下のとおり，業務の適正を確保するための体制を整備・運用するとともに，適宜改善に努めていくことを取締役会で決議しております。

「業務の適正を確保するための体制の整備」

当社は，電気事業者として，安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと，効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため，業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。
当社は，「隠さない風土」のもとで，この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに，事業環境の変化に適応しつつ，引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

（1）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役は，企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め，これを率先して実践するとともに，従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
・取締役会は，原則として月１回，また必要に応じて開催し，法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに，取締役から職務執行の状況について報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，社外取締役を交え，多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役は，取締役会議事録をはじめ，決裁文書等，取締役の職務執行に関する情報について，保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め，適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役は，自然災害，原子力災害その他当社の財産，社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し，これに迅速かつ的確に対応するため，「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また，各部所は，取締役の指揮のもと，定期的に訓練・教育等を実施し，事象発生時の迅速な復旧，被害拡大防止等の対応に備える。
・取締役は，不確実性に伴う経営リスクについて，適宜把握・評価のうえ，取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに，必要に応じて，組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し，適切に対応する。

(4)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会への付議事項を含む重要事項については，原則として週１回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等，効率的な業務運営に努める。
・取締役は，指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに，情報システムの活用により，迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
(5)従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・社長を委員長とし，社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として，「行動規範」の周知徹底を図る等，コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに，コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，全社をあげて毅然として対応する。
・取締役は，設備の保安活動にあたり，法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
・取締役は，財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
・取締役は，社内規則の制定及び契約書の締結にあたり，法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
・内部監査部門は，法令等の遵守状況，その他従業員の職務執行の状況を把握し，その改善を図るため，定期的又は必要に応じて監査を実施し，その結果を常務会等に報告する。取締役は，監査結果を踏まえ，適切な対応を図る。

(6)北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
・取締役は，北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し，グループ各社は，その達成を目指し取り組む。
・取締役は，「グループ会社運営規程」を定め，グループ各社の経営上の重要事項について，事前協議を受ける体制を整備するほか，グループ経営協議会等を通じ，相互の緊密な連携を図る。
・北陸電力グループ各社は，当社に準じて，法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し，適切な運用を図る。

(7)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き，必要な人員を配置するとともに，その人事異動については監査役と事前協議を行う。
・取締役及び従業員は，会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は，直ちに監査役会又は監査役に報告する。また，取締役及び従業員は，職務執行の状況等について，監査役が報告を求めた場合は，これに応じる。
・取締役は，前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう，適切に対応する。
・取締役は，監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか，適切な予算の配分等，監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
・取締役は，監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに，内部監査部門は，監査役及びそのスタッフと緊密に連携し，監査役監査が効果的に行われるよう努める。

(8) その他（附則）
・非取締役の常務執行役員は，本決議文中の「取締役」に準ずる者として，業務の適正を確保するための体制整備に努める。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，全社をあげて毅然として対応することを取締役会で決議しております。また，企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を通じ周知徹底を図る等，反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

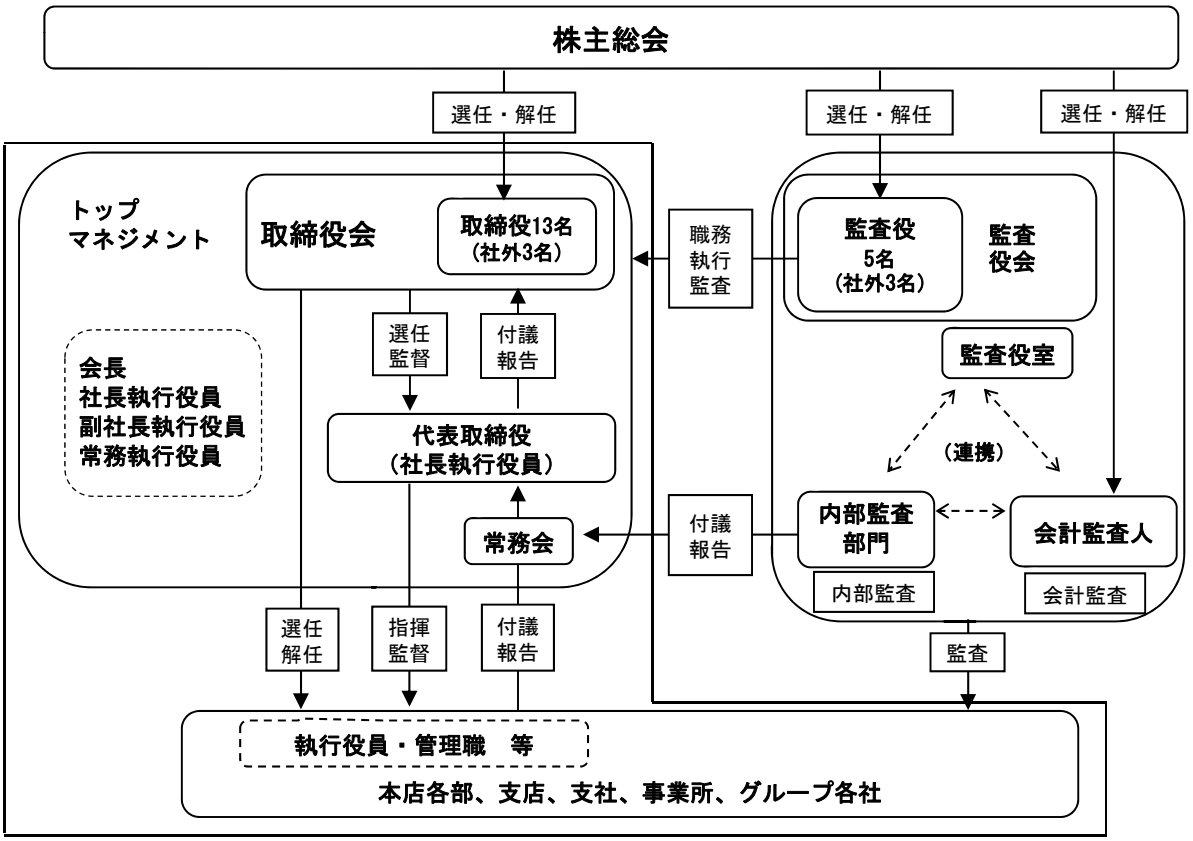
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
トップ
マネジメント
取締役会
取締役13名
（社外3名）
職務
執行
監査
監査役
5名
（社外3名）
監査
役会
選任
監督
付議
報告
監査役室
会長
社長執行役員
副社長執行役員
常務執行役員
代表取締役
（社長執行役員）
（連携）
常務会
付議
報告
内部監査
部門
会計監査人
内部監査
会計監査
選任
解任
指揮
監督
付議
報告
監査
執行役員・管理職　等
本店各部、支店、支社、事業所、グループ各社

当社は、証券取引所から求められている情報の適時開示を的確に実施するため、以下のとおり社内規程「インサイダー取引防止および会社情報の開示規程」により重要情報の管理および開示に係る体制を定め、適切な運用に努めております。

○重要情報に係わる業務を所管する本店各部門の長、支店長、支社長または原子力発電所長を、当該情報に係る「情報管理責任者」としております。また、当社の子会社に係わる重要情報についての「情報管理責任者」は、経営企画部長としております。
○当社の重要情報の適時開示に関する「情報取扱責任者」は、経理部長としております。
○「情報管理責任者」は、当社の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を得たときは、「情報取扱責任者」に当該情報の内容を速やかに連絡することとしております。
○重要情報の公表は、「情報取扱責任者」が証券取引所の「有価証券上場規程」に従い適切に判断し、速やかに公表することとしております。

重要事実および適時開示対象情報に関する社内体制フロー図

